

### 資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名  
株式会社大萩造園(神奈川県相模原市中央区富士見6-15-19)[1000025850]
2. 資格登録停止措置の期間  
令和6年6月21日 ~ 令和6年7月20日(1ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域  
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要  
当該資格登録者が、当該資格登録者の資材置場内において、当該資格登録者の業務に関し法定除外の事由がないにも関わらず、産業廃棄物である木くず約94キログラムを焼却したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和5年11月21日、小田原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
5. 資格停止措置理由  
資格登録者である上記事業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先  
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)